

別表（第2条関係）

3 補助対象経費				
経 費 区 分	経費区分 明 細	内 容	補助金の額等	備 考
建物改修費	建物改修費	市内店舗・事務所の承継・開設に伴う新築内装・改装に係る工事費 （市内事業者の施工に限る）	補助対象経費の 1 / 3 以内 上限80万円	住居兼用の場合、居住スペースは除く
設備導入費	設備導入費	事業実施に不可欠な市内店舗・事務所用の機械設備導入に係る経費 （設備1件につき10万円以上のもの）		先代経営者が使用していた設備の買取費用は対象外
広告宣伝等 事務費	広報費	チラシ、ホームページ作成費、ダイレクトメールの郵送料等		補助対象事業に限定された活動と認められない広報費 ノベルティ代、記念品代、粗品代は除く
	事務費	（先代経営者による）自社株評価費、契約書作成費、登記費用、後継者による研修会参加費等		

その他、下記に該当する経費も補助対象外

- ①「個人の場合」は代表者の配偶者又は三親等以内の親族及び従業員との取引による経費
「法人の場合」は上記のほか、役員や関係会社との取引による経費
- ②販売を目的とした製品、商品等の精算・調達に係る経費
- ③パソコン等汎用性が高く、他の目的にも使用できるもの
- ④オークション品の購入（インターネットオークションを含む）
- ⑤光熱水費、電話代、インターネット等の通信費
- ⑥クラウドファンディング手数料
- ⑦名刺や文房具、その他事務用品等の消耗品代
- ⑧雑誌購読料、新聞代、団体等の会費
- ⑨茶菓、飲食、奢侈、娯楽、接待の費用
- ⑩税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用および訴訟等のための弁護士費用
- ⑪M&A手数料
- ⑫金融機関などへの振込手数料、代引手数料、インターネットバンキング利用料、インターネットショッピング決裁手数料等
- ⑬各種保証・保険料（ただし、旅費に係る航空保険料、展示会出展等で支払義務がある保険料は補助対象とする。）
- ⑭フランチャイズ・代理店契約等における保証金、加盟金、契約金等
- ⑮借入金などの支払利息および遅延損害金
- ⑯免許・特許等の取得・登録費
- ⑰各種キャンセルに係る取引手数料等
- ⑱補助金申請にかかる各種証明書等発行手続きに係る費用
- ⑲補助金申請書類・実績表報告書等の作成・送付・手続きに係る費用
- ⑳収入印紙、官公庁へ支払う手数料等
- ㉑求人広告経費
- ㉒ホームページ維持管理費
- ㉓上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費